

# 福岡県公報

平成26年4月8日  
第3585号

## 目次

### 告示(第374号-第378号)

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	……………2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	……………2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	……………2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	……………3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	……………3
<b>公 告</b>		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	……………3
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(健康増進課)	……………3
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	……………4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	……………5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	……………6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	……………6
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	……………7
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	……………7

### 監査委員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	……………7
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	……………31
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	……………37
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	……………41
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	……………45
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	……………51
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	……………55

### 公安委員会

○少年指導委員の委嘱について	(警察本部少年課)	……………60
○少年指導委員の活動区域の変更について	(警察本部少年課)	……………62
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	……………62

### 正 誤

○道路の区域の変更(平成20年3月福岡県告示第374号)中正誤	(道路維持課)	……………65
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………65
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………65
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………65
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………65
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66
○雑報(平成26年3月28日福岡県公報第3582号)中正誤	(財政課)	……………66

- 雑報（平成26年3月28日福岡県公報第3582号）中正誤（財政課）……………66
- 雑報（平成26年3月28日福岡県公報第3582号）中正誤（財政課）……………67

**告 示**

**福岡県告示第374号**

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
522	福岡市博多区下川端町1番12号株式会社福昭ビル・サービス	福岡市南区塩原3-25-3 福岡市南区保健福祉センター 一庁舎内受付	平成26年4月1日

**福岡県告示第375号**

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
		北九州市門司区清滝一丁目1-1 門司区役所保健福祉課2F19番 門司支所	
		北九州市小倉北区馬借一丁目7-1 北九州市総合保健福祉セン	

523	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター6階 一般社団法人 北九州市食品衛生協会	ター4F 東部生活衛生課内 小倉北支所	平成26年4月1日
		北九州市小倉南区若園五丁目1-2 小倉南区役所保健福祉課2F2番 小倉南支所	
		北九州市若松区浜町一丁目1-1 若松区役所保健福祉課1F1番 若松支所	
		北九州市八幡東区中央一丁目1-1 八幡東区役所保健福祉課1F27番 八幡東支所	
		北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3 八幡西区役所 保健所 西部生活衛生課内	
		北九州市戸畑区千防一丁目1-1 戸畑区役所保健福祉課2F26番 戸畑支所	

**福岡県告示第376号**

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 有明加入区

### 福岡県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 浮羽線	前	久留米市田主丸町八幡 243番3先から 久留米市田主丸町恵利 1240番1先まで	4.5 ～ 12.0	367.0
			後	久留米市田主丸町八幡 243番3先から 久留米市田主丸町恵利 1240番1先まで	11.0 ～ 18.8	

### 福岡県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年4月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	上高橋 善導寺線 停車場	三井郡大刀洗町大字今113番2先から 三井郡大刀洗町大字中川2044番先まで

## 公 告

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アスタラビスタ太刀洗店
- (2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田2554-1ほか

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 街並みづくり等への配慮等
  - ・店舗用フェンス、大型サイン（看板）設置の場合は隣接する大刀洗平和記念館入口サイン（看板）の視認性に配慮された設置をお願いしたい。
  - ・筑前町は「食に感謝し平和を願う」まちづくりを進めている。隣接する大刀洗平和記念館は平和発信の拠点であり、周辺に戦跡も点在している。記念館及びその周辺は平和のまちづくりとして環境整備を行う必要もあり、店舗建物外観のデザイン・色調については、記念館に隣接していることもあり、特段の配慮をお願いしたい。
- (2) その他
  - ・太平洋戦争中に大空襲を受けた場所なので、基礎工事の際には不発弾処理等の有無を確認するなど細心の注意を払って工事にあたってもらいたい。

### 公告

健康増進法に基づく「不利益処分」に係る処分基準案について、次のとおり意見を募集します。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成26年4月8日から平成26年5月9日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

公告

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成26年3月26日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域、森林地域及び自然公園地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	豊前市
森林地域		宮若市、北九州市、水巻町、飯塚市、直方市、糸島市、春日市
自然公園地域		福岡市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字天山60番9、60番10及び60番12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市大字天山60番1

大塚 雄太

大塚 智恵

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町明神坂一丁目5159番43から5159番45まで（第二工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字内橋字一本木20番3から20番5まで及び21番3から21番5まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字内橋字一本木22番地

学校法人 聖約学園

理事長 西岡 巖

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋字久保地799番1、799番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糸島市志摩芥屋1666番地（606）  
進藤 佳哉

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称（仮称）フェスティバルガーデン春日
  - (2) 所在地 福岡県春日市大字上白水1308番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
・来客者用車両出入口が多いが、整理できないか。

・交通量調査の結果でも、A地点交差点の結果での車両混雑度が高く、建設予定地に接する県道や市道の自動車の通行量が多いことは事業者も承知のことであるならば、なおのこと、事業者として周辺環境のことを考慮した取組みを行うべきであると思う。

#### (2) 街並みづくり等への配慮等

・敷地内の緑化計画では、敷地内には緑化を図る計画がないとなっているが、該当敷地は約3万㎡、併設施設の敷地も合わせるとその倍の広大な敷地内に緑化が全く考えられないのは、市街化調整区域というこの地域の特性に照らしても、環境への配慮が不足し問題であると思われる。

春日市は市内の住宅率が高く緑の確保が困難となっており、とりわけ、森林等によって市内の緑の大半を占めていた春日市唯一の市街化調整区域が、今回の大型店舗建設も予定されている区域であり、そこで開発等が進むことで、市内緑被率が急激に低下した状況となっている。そのような状況を踏まえ、春日市緑の基本計画では、緑の保全及び創出を進めていくことを謳い、特に、市街化調整区域においては、緑の確保に努めていくこととしているところである。

今回の届出においては、緑化の方法に春日市の指導要綱に必要緑化面積の規定がないと記載されており、そのことで緑化を進める必要がないということであろうが、春日市開発行為等整備要綱では、自然環境の保全で事業者に対し、「自然の植生及び健全な樹木を生かした開発行為等により、自然環境を保全するとともに、減少した植生に復活に努めなければならない」と緑の確保の努力義務を規定しており、また、都市計画法に基づいたこの地区の規定である南部白水地区計画の緑の回復等に掲げた目標に沿って、自主的に緑化の配慮がなされるべきであろうと考えられる。

以上のことを踏まえ、事業者は敷地内の緑地確保を講じる等、緑の確保をお願いする。

#### (3) その他

・自然エネルギーの活用について、第2次環境基本計画では低炭素型都市の創造として「自然エネルギーの利用促進」を謳っており、大規模小売店舗を設置する事業者は太陽熱、太陽光の自然エネルギー利用設備（太陽熱温水器、太陽光発電等

）の積極的な導入の検討をお願いします。

- ・ごみの発生抑制について、基本計画では循環型都市の創造として「ごみの発生回避」を掲げている。特に飲食店においては、割りばし、使い捨て容器を安易に使用することがないように、出店者に指導、要請をお願いします。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原字志ノ江988ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年3月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) 飯塚市平塚複合商業施設

(2) 所在地 福岡県飯塚市平塚294-1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335-14
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社川食	福岡県田川郡川崎町大字田原335-14
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年11月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,543.94平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
店舗東側	96

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
川食棟北東側	12
コスモス棟南東側	10
合 計	22

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
川食棟南西側(荷さばき施設No.1)	73.0
川食棟西側(荷さばき施設No.2)	66.0

川食棟北側（荷さばき施設No. 3）	66.0
川食棟南東側（荷さばき施設No. 4）	12.5
コスモス棟南西側（荷さばき施設No. 5）	27.0
合計	244.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
川食棟南西側（保管施設No. 1）	18.00
コスモス棟内南西側（保管施設No. 1）	10.64
合計	28.64

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社川食	午前9時30分	午後10時
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時00分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南側及び北側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯	
荷さばき施設No. 1～4	午前6時	午後11時
荷さばき施設No. 5	24時間	

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4079900355	特別養護老人ホームグッドライフ 福岡県田川郡大任町大字 今任原3486-3	社会福祉法人鷹羽会	平成26年 4月1日

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年4月8日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4078800184	特別養護老人ホームさくら苑 福岡県築上郡吉富町大字 別府655-1	社会福祉法人初花会	平成26年 4月1日

## 監査委員

## 監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公立大学法人福岡県立大学等57団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員 小 串 正 伸  
同 伊 藤 龍 峰  
同 行 正 晴 實  
同 田 中 正 勝

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体 : 公立大学法人福岡県立大学等57団体
- (2) 監査対象期間 : 平成24年度
- (3) 監査実施期間 : 平成25年10月1日～平成26年2月18日  
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
公立大学法人福岡県立大学	平成25年10月 1日から 平成25年10月 3日まで
公立大学法人福岡女子大学	平成25年10月 8日から 平成25年10月10日まで
学校法人福岡大学 福岡大学附属大濠高等学校	平成25年10月16日
学校法人西南学院 西南学院高等学校	平成25年10月16日
学校法人福岡大学 福岡大学附属若葉高等学校	平成25年10月17日
学校法人川島学園 福岡舞鶴高等学校	平成25年10月17日
学校法人近畿大学 近畿大学附属福岡高等学校	平成25年10月21日
学校法人美萩野学園 美萩野女子高等学校	平成25年10月21日
学校法人九州電機工業学園 希望が丘高等学校	平成25年10月22日
学校法人西日本短期大学 西日本短期大学附属高等学校	平成25年10月22日
学校法人真颯館 真颯館高等学校	平成25年10月23日
学校法人大和学園 大和青藍高等学校	平成25年10月24日
学校法人立花学園 立花高等学校	平成25年10月25日
学校法人都築学園 第一薬科大学付属高等学校	平成25年10月29日
学校法人泰星学園 上智福岡高等学校	平成25年10月29日



監査対象団体名	監査実施日
学校法人久留米信愛女学院 久留米信愛女学院高等学校	平成25年10月30日
公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会	平成25年11月 1日
公益社団法人福岡県医師会	平成25年11月 5日から 平成25年11月 6日まで
学校法人久留米大学 久留米大学附設高等学校	平成25年11月 5日
学校法人久留米大学 久留米大学病院	平成25年11月 6日
公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団	平成25年11月 7日
株式会社麻生	平成25年11月 7日
一般社団法人八女筑後医師会	平成25年11月 8日
学校法人福岡海星女子学院 福岡海星女子学院高等学校	平成25年11月 8日
公益財団法人福岡県下水道管理センター	平成25年11月18日から 平成25年11月20日まで
公益財団法人九州交響楽団	平成25年11月21日
学校法人高木学園	平成25年11月21日
福岡県住宅供給公社	平成25年11月27日から 平成25年11月29日まで
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団	平成25年12月 3日から 平成25年12月 5日まで
福岡県青少年科学館運営グループ	平成25年12月 3日
一般社団法人福岡市医師会	平成25年12月 6日
公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	平成25年12月 9日から 平成25年12月10日まで
公益財団法人福岡県地域福祉財団	平成25年12月11日から 平成25年12月12日まで
公益財団法人福岡県人権啓発情報センター	平成25年12月11日
公益財団法人福岡県建設技術情報センター	平成25年12月17日から 平成25年12月18日まで
公益財団法人福岡県国際交流センター	平成25年12月19日から 平成25年12月20日まで

監査対象団体名	監査実施日
公益財団法人福岡県中小企業振興センター	平成25年12月24日から 平成25年12月26日まで
公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	平成26年 1月 8日から 平成26年 1月 9日まで
公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金	平成26年 1月10日
公益財団法人福岡県水源の森基金	平成26年 1月15日から 平成26年 1月16日まで
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	平成26年 1月20日から 平成26年 1月21日まで
大牟田リサイクル発電株式会社	平成26年 1月22日から 平成26年 1月23日まで
公益社団法人福岡県トラック協会	平成26年 1月22日
福岡県選手強化推進実行委員会	平成26年 1月23日
一般財団法人医療・介護・教育研究財団	平成26年 1月28日から 平成26年 1月29日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会	平成26年 1月30日から 平成26年 1月31日まで
「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議	平成26年 1月30日
一般財団法人福岡県建築住宅センター	平成26年 1月31日
福岡水素エネルギー戦略会議	平成26年 2月 3日
北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議	平成26年 2月 3日
福岡県中小企業団体中央会	平成26年 2月 4日から 平成26年 2月 5日まで
公益財団法人福岡県動物愛護センター	平成26年 2月 6日
北九州空港利用促進協議会	平成26年 2月 7日
セイカスポーツ・鹿島建物共同事業体	平成26年 2月12日
東洋緑地建設株式会社	平成26年 2月13日
西部ガスグループ共同事業体	平成26年 2月17日
福岡県馬術連盟	平成26年 2月18日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかについて実施した。

## 3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容

別表のとおり。

## 第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

## 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)

該当なし

## 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
総務部	収入	所管団体が貸し付けた職員住宅の貸付料の算定に誤りがあった。(1件)
教育委員会	支出	所管団体が交付した補助金において、交付決定が遅延しているものがあった。(31件)

## 第3 監査執行上の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、利害関係者として除斥した監査委員は次のとおりである。

監査対象団体名	除斥した監査委員名
学校法人西南学院 西南学院高等学校	伊藤龍峰

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公立大学法人 福岡県立大学	<p>広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教授研究して、真理探究の精神と豊かな創造性を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、保健・福祉の増進及び地域の発展に寄与することを目的とする福岡県立大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金及び補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立大学法人福岡県立大学出資金 8,530,220,100円 (うち平成24年度 0円)</li> <li>○公立大学法人運営費交付金 平成24年度 1,104,798,000円</li> <li>○看護職員専門分野研修事業費補助金 平成24年度 1,680,000円</li> <li>○公立大学法人施設整備費等補助金(PCB 廃棄物の運搬・処理) 平成24年度 32,498,550円</li> <li>○公立大学法人施設整備費等補助金(グラウンド・テニスコートの照明設備整備) 平成24年度 10,642,150円</li> </ul>
公立大学法人 福岡女子大学	<p>広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする福岡女子大学を設置し、及び管理する。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金及び補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立大学法人福岡女子大学出資金 4,837,765,597円 (うち平成24年度 0円)</li> <li>○公立大学法人運営費交付金 平成24年度 1,323,182,000円</li> <li>○公立大学法人施設整備費補助金 平成24年度 36,854,048円</li> <li>○世界に打って出る若者育成事業補助金 平成24年度 450,000円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人福岡大学 福岡大学附属大濠高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 558,495,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 21,007,800円</li> </ul>
学校法人西南学院 西南学院高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 404,814,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 9,127,800円</li> </ul>
学校法人福岡大学 福岡大学附属若葉高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 351,601,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 24,918,300円</li> </ul>
学校法人川島学園 福岡舞鶴高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 315,027,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 18,589,425円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人近畿大学 近畿大学附属福岡高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。  ○私立学校経常費補助金 平成24年度       295,613,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度       25,534,950円
学校法人美萩野学園 美萩野女子高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。  ○私立学校経常費補助金 平成24年度       264,155,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度       21,863,700円
学校法人九州電機工業学園 希望が丘高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。  ○私立学校経常費補助金 平成24年度       230,090,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度       17,141,000円
学校法人西日本短期大学 西日本短期大学附属高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。  ○私立学校経常費補助金 平成24年度       215,668,000円 ○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度       18,579,200円

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人真颯館 真颯館高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 267,250,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 27,116,100円</li> </ul>
学校法人大和学園 大和青藍高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 232,491,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 28,103,300円</li> </ul>
学校法人立花学園 立花高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 184,824,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 19,447,800円</li> </ul>
学校法人都築学園 第一薬科大学附属高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 184,316,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 36,608,700円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人泰星学園 上智福岡高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 150,396,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 2,257,200円</li> <li>○世界に打って出る若者育成事業補助金 平成24年度 1,120,000円</li> </ul>
学校法人久留米信愛女学院 久留米信愛女学院高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 130,924,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 3,443,700円</li> </ul>
公益財団法人 ふくおか豊かな海づくり協会	県民生活に不可欠な食料(水産物)の安定供給を図るために、水産資源の維持・増大に必要とする水産生物の種苗である幼稚仔などの生産・配布に関する事業を行い、もって福岡県水産業の振興に寄与することを目的とする。	<p>県は、基本金の36.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふくおか豊かな海づくり協会出資金 201,251,000円 (平成24年度取崩額 48,749,000円)</li> <li>○ふくおか豊かな海づくり協会種苗生産事業費補助金 平成24年度 36,407,000円</li> <li>○ふくおか豊かな海づくり協会強化育成費補助金 平成24年度 12,500,000円</li> </ul>



監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益社団法人 福岡県医師会	<p>医道の昂揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会の福祉を増進することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医学の振興と医道倫理の昂揚を目的とする事業</li> <li>2 県民の健康保持増進・疾病の予防を図り、公衆衛生の向上に寄与する事業</li> <li>3 医療・介護等の提供体制整備を目的とする事業</li> </ol>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費公費負担制度運営補助金 平成24年度 42,017,671円</li> <li>○救急医療対策費補助金 平成24年度 50,000,000円</li> <li>○救急医療週間事業費補助金 平成24年度 1,500,000円</li> <li>○臨床検査施設制度管理運営費補助金 平成24年度 1,800,000円</li> <li>○母子保健推進事業補助金 平成24年度 4,000,000円</li> <li>○花粉情報事業費補助金 平成24年度 1,000,000円</li> <li>○健康運動普及推進活動事業費補助金 平成24年度 1,000,000円</li> <li>○災害時医療救護訓練事業費補助金 平成24年度 1,000,000円</li> <li>○24時間安心の在宅医療連携整備事業費補助金 平成24年度 487,000円</li> </ul>
学校法人久留米大学 久留米大学附設高等学校	<p>教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。</p>	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 202,890,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 3,326,400円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>学校法人久留米大学 久留米大学病院</p>	<p>当法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行っている。また、久留米大学病院を運営している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ドクターヘリ導入促進事業補助金 平成24年度 207,457,000円</li> <li>○がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金 平成24年度 4,260,000円</li> <li>○がん診療施設設備整備事業補助金 平成24年度 21,000,000円</li> <li>○救命救急センター運営費補助金 平成24年度 67,436,000円</li> <li>○救急医療施設等設備整備費補助金 平成24年度 11,990,000円</li> <li>○地域災害医療センター設備整備費補助金 平成24年度 7,680,000円</li> <li>○病院内保育所運営費補助金 平成24年度 2,792,000円</li> <li>○周産期医療等施設設備整備費補助金 平成24年度 7,635,000円</li> <li>○周産期母子医療センター運営費補助金 平成24年度 15,482,000円</li> <li>○産科医等確保支援事業費補助金 平成24年度 676,000円</li> <li>○新人看護職員研修事業費補助金 平成24年度 2,239,000円</li> </ul>
<p>公益財団法人 佐賀国際重粒子線がん治療財団</p>	<p>重粒子線によるがん治療を通じて、安心、安全な医療を提供し、佐賀県内はもとより、国内外における医療・福祉の向上とがん治療の進歩・発展を図り、「がん撲滅」に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 重粒子線がん治療</li> <li>2 重粒子線がん治療のための人材育成</li> <li>3 粒子線がん治療に関する研究</li> <li>4 重粒子線がん治療に関する普及啓発</li> <li>5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に関連する事業</li> </ol>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○九州国際重粒子線がん治療センター治療装置整備費補助金 平成24年度 590,000,000円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
株式会社麻生	当法人は、次の事業を営むことを目的とする。 病院の経営ならびに医学及び薬学に関する研究・開発	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○がん診療施設設備整備事業補助金 平成24年度 21,000,000円</li> <li>○救急医療施設等施設整備費補助金 平成24年度 12,661,000円</li> <li>○周産期医療等施設、設備整備費補助金 平成24年度 12,600,000円</li> <li>○医療施設耐震化施設整備費補助金 平成24年度 9,002,000円</li> <li>○救急医療施設等設備整備費補助金 平成24年度 4,648,000円</li> <li>○救急医療施設運営費等補助金 平成24年度 3,016,000円</li> <li>○新人看護職員研修事業費補助金 平成24年度 1,949,000円</li> </ul>
一般社団法人 八女筑後医師会	医道の昂揚・医学・医術の研鑽普及と公衆衛生の向上とを図り、もって社会福祉の増進を目的として、地域医療の確立及び整備や医療従事者の育成などの事業を実施している。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域診療情報連携推進費補助金 平成24年度 29,988,000円</li> <li>○看護師等養成所運営費補助金 平成24年度 25,548,000円</li> <li>○看護実践能力向上のための設備整備費補助金 平成24年度 891,000円</li> </ul>
学校法人福岡海星女子学院 福岡海星女子学院高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色ある後期中等教育を行っている。	<p>県は、当高等学校における教育の振興、保護者の教育費負担の軽減及び教育条件の維持向上等を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立学校経常費補助金 平成24年度 110,792,000円</li> <li>○私立高等学校授業料軽減補助金 平成24年度 7,959,600円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>公益財団法人 福岡県下水道管理センター</p>	<p>県の委託を受けて、県が設置した流域下水道施設の維持管理を行うほか、下水道に関する知識の普及啓発、調査研究等の自主事業を実施している。</p>	<p>県は、基本金の50.0%を次のとおり出資している。</p> <p>○福岡県下水道管理センター出資金 40,800,000円 (うち平成24年度 0円)</p>
<p>公益財団法人 九州交響楽団</p>	<p>交響管弦楽の演奏等により、音楽芸術の普及及び向上を図り、芸術の振興発展に寄与することを目的として、公開演奏及び放送演奏等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○芸術・文化活動事業補助金 平成24年度 162,000,000円</p>
<p>学校法人高木学園</p>	<p>当法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とし、看護師等の養成所の運営を行っている。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○看護師等養成所運営費補助金 平成24年度 36,896,000円</p> <p>○看護実践能力向上のための設備整備費補助金 平成24年度 1,000,000円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
福岡県住宅供給公社	<p>住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸住宅の建替えに伴う建設事業</li> <li>2 賃貸住宅及び分譲宅地の経営事業</li> <li>3 県営住宅管理及び保全受託事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の76.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金の交付を行うとともに、県営住宅の指定管理者として、管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県住宅供給公社出資金 3,800,000円 (うち24年度 0円)</li> <li>○特定優良賃貸住宅利子補給金 15,745,137円</li> <li>○特定優良賃貸住宅家賃減額補助金 1,870,000円</li> <li>○県営住宅管理運営料 2,614,344,600円</li> </ul> <p>(施設の利用料金収入 230,450,000円)</p>
公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団	<p>勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行うことにより、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学金の貸与</li> <li>2 学生会館の設置、運営及び在館学生の指導</li> <li>3 教育文化に関する助成</li> <li>4 科学教育の普及及び調査研究</li> <li>5 その他この法人の目的を達成するため必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.0%を出資し、事業運営に要する経費に対し補助金等の交付及び資金の貸付けを行っている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県教育文化奨学財団出資金 2,526,000,000円 (うち平成24年度 0円)</li> <li>○福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る貸付金 33,747,574,000円 (うち平成24年度 3,092,854,000円)</li> <li>○福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係る補助金 189,876,000円</li> </ul> <p>なお、県は、当法人が株式会社福岡銀行から借り入れる福岡県学生会館建設資金について、同銀行に対し損失補償を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補償債務残高(株式会社福岡銀行分) 849,823,874円 (平成24年度末)</li> </ul>
福岡県青少年科学館運営グループ	福岡県青少年科学館の管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県青少年科学館の指定管理者として、管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県青少年科学館管理運営料 平成24年度 198,778,000円 (施設の利用料金収入 55,144,850円)</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>一般社団法人 福岡市医師会</p>	<p>医道の昂揚、医学、医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、あわせて会員の福祉を増進することを目的として、医療の普及・充実、地域保健の確立・整備、医学の振興等の事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看護師等養成所運営費補助金 平成24年度 50,309,000円</li> <li>○看護実践能力向上のための設備整備費補助金 平成24年度 408,000円</li> </ul>
<p>公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究 事業化センター</p>	<p>循環型社会の構築に関する事業を行い、もって県民の快適で住みよい生活環境づくりと産業経済の健全な発展に資することを目的として、次の事業等を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の循環的利用や処理処分に関する調査研究事業</li> <li>2 廃棄物の循環的利用や処理処分に関する啓発事業</li> <li>3 環境保全に係る人材の育成事業</li> <li>4 環境保全に係る国際協力事業</li> <li>5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県環境保全公社出資金 200,000,000円 (平成24年度取崩額 4,470,000円)</li> <li>○環境保全公社運営事業費補助金 平成24年度 782,000円</li> </ul>
<p>公益財団法人 福岡県地域福祉財団</p>	<p>地域の社会福祉の高揚を図り、人間愛、連帯意識に支えられ、活力に満ちた新しい福祉コミュニティづくりを図ることを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域福祉推進事業</li> <li>2 児童の環境づくり推進事業</li> <li>3 施設の管理運営の受託事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の94.8%を出資し、当財団を福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県地域福祉振興基金出資金 1,500,000,000円 (うち平成24年度 0円)</li> <li>○福岡県総合福祉センター等の管理運営料 平成24年度 415,343,000円 (施設の利用料金収入 78,553,794円)</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 福岡県人権啓発情報センター	<p>同和問題をはじめとする人権問題に関する資料、情報の収集及び提供を行い、並びに啓発活動を推進することにより、県民の人権意識を高め、差別のない社会の確立に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権問題に関する展示事業</li> <li>2 人権問題に関する情報収集提供事業</li> <li>3 人権問題に関する広報事業</li> <li>4 人権問題に関する調査研究事業</li> <li>5 人権問題に関する啓発事業</li> <li>6 人権啓発に関する指導・研修事業</li> <li>7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の全額を出資している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県人権啓発情報センター出資金 200,000,000円 (うち平成24年度 0円)</p>
公益財団法人 福岡県建設技術情報センター	<p>良質な社会資本の整備と秩序あるまちづくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、建設技術の調査・研究、建設資材の品質の向上等に関する事業を行うとともに、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会資本の整備と適正な維持管理のための建設技術者の研修、建設技術の調査研究、普及啓発、積算及び品質管理等に係る支援事業</li> <li>2 社会資本の品質確保のための建設材料の試験・審査事業、材料試験施設及び研修施設の提供事業</li> <li>3 良質な建築技術の提供による公共建築物の耐震診断、設計・工事監理に係る支援事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の80.0%を出資するとともに、福岡県建設技術情報センターの指定管理者として、管理運営を行わせている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県建設技術情報センター出資金 2,400,000円 (平成24年度取崩額 157,600,000円) ○福岡県建設技術情報センター管理運営料 平成24年度 119,503,000円</p>
公益財団法人 福岡県国際交流センター	<p>福岡県の持つ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における福岡県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国・地域をはじめとして世界各国・地域との交流を深め、もって相互の繁栄と世界の平和に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際交流促進事業</li> <li>2 国際交流に関する広報・啓発事業</li> <li>3 国際交流に関する情報提供事業</li> <li>4 国際協力及び国際貢献に関する事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の78.1%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県国際交流センター出資金 1,471,383,136円 (平成24年度取崩額 28,616,864円) ○福岡県国際交流センター補助金 平成24年度 127,518,468円 ○国連ハビタット福岡本部運営支援費補助金 平成24年度 42,428,042円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>公益財団法人 福岡県中小企業振興センター</p>	<p>県内中小企業者等の経営基盤の強化等を総合的に支援する事業を行うことにより、中小企業者等の経営の安定と発展に貢献し、もって福岡県産業の振興に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、提供及び調査・分析に関する事業</li> <li>2 経営及び技術に関する相談及び助言に関する事業</li> <li>3 経営革新・新規創業支援に関する事業</li> <li>4 取引の支援・適正化及び販路開拓に関する事業</li> <li>5 自動車産業の競争力強化に関する事業</li> <li>6 知的財産権活用に関する事業</li> <li>7 資金貸付及び設備の貸与に関する事業</li> <li>8 その他公益目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本財産の98.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県中小企業振興センター出資金 2,037,579,698円 (平成24年度取崩額 85,131,322円)</li> <li>○中小企業団体組織強化対策費補助金 平成24年度 88,920,000円</li> <li>○中小企業総合支援事業補助金 平成24年度 164,337,000円</li> <li>○小規模企業者等設備導入資金支援対策費補助金 平成24年度 7,742,000円</li> <li>○小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金 平成24年度 951,000円</li> <li>○工業技術振興対策事業等補助金 平成24年度 14,435,545円</li> <li>○小規模企業者等設備導入(設備貸与)資金貸付金 1,814,240,900円 (うち平成24年度 291,880,000円)</li> <li>○小規模企業者等設備導入(設備資金貸付)資金貸付金 1,993,878,622円 (うち平成24年度 324,640,000円)</li> </ul>
<p>公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター</p>	<p>体育・スポーツの普及・振興を図るとともに、あわせて県民の健康増進と福祉の向上に寄与するために、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から指定管理を受けたスポーツ施設の維持管理及び運営に関する事業</li> <li>2 体育・スポーツの振興に関する事業</li> <li>3 県民の健康増進に関する事業</li> <li>4 スポーツ関係団体の育成強化に関する事業</li> <li>5 スポーツ普及啓発を図るための広報に関する事業</li> <li>6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.6%を出資し、事業運営に要する経費に対して負担金を交付するとともに、当法人を福岡県立スポーツ科学情報センター及び福岡県立総合射撃場の指定管理者として、管理運営を行わせている。援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県スポーツ振興センター出資金 2,455,026,484円 (うち平成24年度 0円)</li> <li>○福岡県立スポーツ科学情報センター管理運営料 平成24年度 133,043,000円 (施設の利用料金収入 47,640,107円)</li> <li>○福岡県立総合射撃場管理運営料 平成24年度 7,114,000円 (施設の利用料金収入 10,258,840円)</li> </ul>



監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益財団法人 福岡県豊前海漁業振興基金	<p>福岡県豊前海の栽培漁業及び資源管理型漁業の推進等に関する事業を行い、豊前海漁業の振興と発展を図ることにより、地域漁業の経営安定向上と県民生活に不可欠な食料の安定供給に寄与することを目的として、次の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊前海の海洋環境の保全、水産資源の増養殖、水産資源の管理、漁業者の育成及び豊前海産水産物の販路拡大等の取り組みに対する助成事業</li> <li>2 豊前海の漁業や水産物に関する広報事業</li> <li>3 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の60.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県豊前海漁業振興基金出資金 1,235,000,000円 (うち24平成年度 0円)</li> <li>○福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金 平成24年度 6,100,000円</li> </ul>
公益財団法人 福岡県水源の森基金	<p>森林の造成整備、緑の募金、林業の担い手の育成・確保及び水源地域の振興に関する事業を行い、森林の水源かん養機能の向上、県土の保全及び県民の緑化意識の高揚並びに林業の振興及び水資源の開発と確保に寄与することを目的としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林の造成整備に関する事業</li> <li>2 森林整備・保全等の普及啓発に関する事業</li> <li>3 森林の機能の充実に係る調査研究に関する事業</li> <li>4 林業担い手の労働環境改善に関する事業</li> <li>5 林業担い手の育成・確保に関する事業</li> <li>6 緑の募金の募金運動の実施及び寄付金の管理に関する事業</li> <li>7 森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成する者に対する交付金の交付に関する事業</li> <li>8 森林整備等の実施に関する事業</li> <li>9 上流地域と下流地域との相互理解を促進するための普及啓発及び交流に関する事業</li> <li>10 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる水源地域における諸環境、諸機能の保全及び増進等地域の振興に関する事業</li> <li>11 ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡に関する事業</li> <li>12 その他前条の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	<p>県は、基本金の99.1%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県水源の森基金出資金 1,150,206,683円 (平成24年度取崩額 209,489,696円)</li> <li>○森林・林業・木材産業関連団体育成強化事業補助金 平成24年度 9,000,000円</li> <li>○林業担い手育成強化対策事業費補助金 平成24年度 1,575,000円</li> <li>○森林整備加速化・林業再生事業補助金 平成24年度 16,526,000円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会</p>	<p>福岡県における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、各種事業を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡県社会福祉協議会運営費補助金 平成24年度 33,714,000円</li> <li>○社会福祉事業助成費補助金 平成24年度 48,187,000円</li> <li>○福祉サービス苦情解決事業費補助金 平成24年度 9,241,000円</li> <li>○独立行政法人福祉医療機構資金借入金 子補助事務費補助金 平成24年度 480,000円</li> <li>○独立行政法人福祉医療機構資金借入金 子補助金 平成24年度 11,446,249円</li> <li>○明るい長寿社会づくり推進センター運営費 補助金 平成24年度 24,575,000円</li> <li>○生活福祉資金貸付事業推進費補助金 平成24年度 56,554,000円</li> <li>○緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助 金 平成24年度 48,620,000円</li> <li>○介護福祉士等修学資金貸付事業補助金 平成24年度 369,898,000円</li> <li>○社会福祉基金貸付金 97,000,000円 (うち平成24年度 0円)</li> </ul>
<p>大牟田リサイクル発電 株式会社</p>	<p>ごみ焼却によるダイオキシン類対策と余熱発電(サーマルリサイクル)を目的として、RDF(ごみ固形化燃料)の焼却及び発電施設の運転・管理を行っている。</p>	<p>県は、資本金の45.2%を次のとおり出資している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大牟田リサイクル発電株式会社出資金 280,000,000円 (うち平成24年度 0円)</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
公益社団法人 福岡県トラック協会	国民生活と経済活動は不可欠な物資の輸送を担う貨物自動車運送事業の公正な競争による健全な発展を促進することで、安定した輸送力を継続的に確保するとともに、安心して安全な輸送サービスの提供による国民生活の向上と地域経済の発展を推進するための事業を実施している。	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○運輸事業振興助成交付金 平成24年度 790,740,000円</p>
福岡県選手強化推進実行委員会	<p>第45回国民体育大会で高めた競技力の維持向上と選手の育成強化を図り、もって本県スポーツの飛躍的發展に資することを目的として、次の事業を実施している。</p> <p>1 競技力向上の総合計画 2 競技力向上事業の実施 3 競技力向上の条件整備</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県選手強化推進事業補助金 平成24年度 103,952,000円</p>
一般財団法人 医療・介護・教育研究財団	福岡県の地域医療及び介護の確保と質の向上に寄与することを目的として、福岡県立精神医療センター太宰府病院の管理・運営、柳川病院の経営等を行っている。	<p>県は、当法人を福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者として、管理運営を行わせるとともに、柳川病院の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県立精神医療センター太宰府病院診療報酬交付金 平成24年度 1,768,906,512円</p> <p>○福岡県立精神医療センター太宰府病院管理委託料 平成24年度 24,189,920円</p> <p>○新人看護職員研修事業費補助金(太宰府病院分) 平成24年度 440,000円</p> <p>○福岡県立病院の移譲に伴う病院運営事業費補助金(柳川病院分) 平成24年度 245,959,230円</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
<p>社会福祉法人 恩賜財団済生会支部福岡 県済生会</p>	<p>地域の中核病院として福岡総合病院ほか4 病院を設置運営し、地域医療に貢献してい る。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対 し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急医療施設等運営費補助金 平成24年度 2,648,000円</li> <li>○救急医療施設等設備整備費補助金 平成24年度 11,269,000円</li> <li>○新人看護職員研修事業補助金 平成24年度 3,482,000円</li> <li>○外国人看護師候補者就労研修支援事業費 補助金 平成24年度 695,000円</li> <li>○福岡県立病院の移譲に伴う病院運営事業 費補助金 平成24年度 318,806,000円</li> <li>○がん診療連携拠点病院機能強化事業費補 助金 平成24年度 4,260,000円</li> </ul>
<p>「宗像・沖ノ島と関連遺産 群」世界遺産推進会議</p>	<p>行政、県民、経済団体等が協働して、「宗 像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産への登 録を推進することを目的として、事業を行っ ている。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対 し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推 進会議負担金 平成24年度 32,694,000円</li> </ul>
<p>一般財団法人 福岡県建築住宅センター</p>	<p>住宅に関する知識の普及、住宅相談の実施 等を通じて住宅需要者の保護を図るとともに、 建築・住宅関連の業者、技術者等の研修、建 築技術に関する調査研究等によって建築・住 宅関連産業の振興を図り、あわせて建築確 認、検査その他審査業務、建築物の安全性の 確保のための業務等を実施し、もって県民福 祉の向上に資することを目的として、建築・住 宅に関する事業等を実施している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対 し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅相談事業補助金 平成24年度 7,587,000円</li> <li>○住宅関連研修事業補助金 平成24年度 2,722,000円</li> <li>○住宅情報提供推進事業補助金 平成24年度 5,354,000円</li> </ul>
<p>福岡水素エネルギー戦略 会議</p>	<p>産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素 エネルギーに係る研究開発や人材育成、関連 産業の育成・集積等を実施し、環境にやさしい 水素エネルギー社会の構築を目的として、水 素エネルギー社会構築に係る事業の企画及 び推進事業を行っている。</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対 し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡水素エネルギー戦略会議負担金 平成24年度 74,371,000円</li> </ul>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議	<p>自動車の生産に関わる企業、地元経済界、大学等の教育機関、行政が緊密に連携して、品質・コスト面の競争力強化、研究開発力の強化、新たな自動車社会の実証促進、自動車人材の集積・交流促進等に取り組み、北部九州における自動車産業アジア先進拠点の形成を目的として、次の事業を実施している。</p> <p>1 北部九州自動車産業アジア先進拠点形成のための事業 2 その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○工業技術振興対策事業等補助金(CAE技術者人材育成事業) 平成24年度 3,842,359円</p> <p>○〃(環境配慮型高機能自動車部品・技術開発支援事業) 平成24年度 9,693,667円</p> <p>○〃(試験・評価技術者人材育成事業) 平成24年度 8,462,347円</p> <p>○北部九州自動車150万台先進生産拠点推進会議負担金 平成24年度 23,902,000円</p>
福岡県中小企業団体中央会	<p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等(以下「組合」という。)の健全な発展を図り、併せて中小企業の振興を図るために、組合の組織、事業及び経営の支援、組合の監査、情報の提供等の事業を実施している。</p> <p>この他、国・県が行う中小企業の新事業活動への展開や事業継続計画策定支援、被災地中小企業復興支援、人材確保・職場定着支援など幅広く中小企業のための事業を展開している。</p>	<p>県は、当法人の事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○組織化指導費補助金 平成24年度 197,899,000円</p> <p>○中小企業団体組織強化対策費補助金 平成24年度 10,950,000円</p>
公益財団法人 福岡県動物愛護センター	<p>生活環境の保全と公衆衛生の向上を確保しつつ人と動物が共生できる社会の実現を図り、併せて、県民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養に寄与することを目的として、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発及び人材育成等に関する事業や動物の管理に関する事業を行っている。</p>	<p>県は、基本金の全額を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県動物愛護センター出資金 10,000,000円 (うち平成24年度 0円)</p>

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
北九州空港利用促進協議会	北九州空港の整備と利用促進、並びに需要拡大を図るための取り組みを総合的に実施している。	<p>県は、当団体の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○北九州空港利用促進協議会負担金 平成24年度 107,809,000円</p>
セイカスポーツ・鹿島建物共同事業体	福岡県立久留米スポーツセンターの管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県立久留米スポーツセンターの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県立久留米スポーツセンター管理運営料 平成24年度 39,800,000円 (施設の利用料金収入 11,456,620円)</p>
東洋緑地建設株式会社	福岡県営東公園の管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県営東公園の指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県営東公園管理運営料 平成24年度 29,302,000円</p>
西部ガスグループ共同事業体	福岡県の指定管理者として、福岡県立総合プールの管理運営を行っている。	<p>県は、県立総合プールの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の詳細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県立総合プール管理運営料 平成24年度 127,000,000円 (施設の利用料金収入 35,668,425円)</p>
福岡県馬術連盟	福岡県の指定管理者として、福岡県馬術競技場の管理運営を行っている。	<p>県は、福岡県馬術競技場の指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県馬術競技場管理運営料 平成24年度 14,859,000円 (施設の利用料金収入 2,322,095円)</p>

**監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等37か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関 37 機関

(2) 監査対象期間：平成 24 年 9 月 1 日 ～ 平成 25 年 8 月 31 日

(3) 監査実施期間：平成 25 年 10 月 2 日 ～ 平成 25 年 12 月 19 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
新社会推進部	アジア文化交流センター	平成25年11月12日～平成25年11月14日
	女性相談所	平成25年12月19日
	パスポートセンター	平成25年12月17日～平成25年12月18日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成25年12月10日～平成25年12月12日
	粕屋保健福祉事務所	平成25年11月26日～平成25年11月28日
	糸島保健福祉事務所	平成25年10月16日～平成25年10月17日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成25年11月19日～平成25年11月21日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成25年12月3日～平成25年12月5日
	田川保健福祉事務所	平成25年10月22日～平成25年10月25日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成25年10月2日～平成25年10月4日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成25年11月5日～平成25年11月7日
	京築保健福祉環境事務所	平成25年10月29日～平成25年10月31日
	保健環境研究所	平成25年10月8日～平成25年10月9日
	精神保健福祉センター	平成25年12月19日
	食肉衛生検査所	平成25年12月9日
福祉労働部	福岡児童相談所	平成25年10月29日～平成25年10月31日
	久留米児童相談所	平成25年10月10日～平成25年10月11日
	田川児童相談所	平成25年10月10日～平成25年10月11日
	大牟田児童相談所	平成25年12月9日～平成25年12月10日
	宗像児童相談所	平成25年12月9日
	京築児童相談所	平成25年12月12日
	福岡学園	平成25年11月12日～平成25年11月14日
	筑後いずみ園	平成25年12月11日～平成25年12月12日
	障害者更生相談所	平成25年10月17日
	粕屋新光園	平成25年10月2日～平成25年10月4日
	福岡労働者支援事務所	平成25年10月16日
	北九州労働者支援事務所	平成25年11月14日
	筑後労働者支援事務所	平成25年12月19日
	筑豊労働者支援事務所	平成25年11月7日
福岡高等技術専門学校	平成25年10月10日～平成25年10月11日	



監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
福 社 労 働 部	戸 畑 高 等 技 術 専 門 校	平成25年10月 8日～平成25年10月 9日
	小 竹 高 等 技 術 専 門 校	平成25年11月 5日～平成25年11月 6日
	久 留 米 高 等 技 術 専 門 校	平成25年10月 8日～平成25年10月 9日
	大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校	平成25年12月17日～平成25年12月18日
	田 川 高 等 技 術 専 門 校	平成25年10月16日～平成25年10月17日
	小 倉 高 等 技 術 専 門 校	平成25年11月12日～平成25年11月13日
	福 岡 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校	平成25年12月10日～平成25年12月11日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給の状況に加え、頻回受診者に対する適正受診の指導状況及び新規申請時の実地調査が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

#### イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

#### ウ 人件費

報酬、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

#### エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

#### オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

#### カ 物品

取得、管理及び処分の状況

#### キ 扶助費

扶助費の執行状況

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所 8 機関

#### イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

#### ウ 監査の視点

(ア) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

(イ) 医療扶助における受診状況把握対象者（注1）のうち、頻回受診者（注2）に対する受診指導等は、適正に行われているか。

(ウ) 新規申請時における実地調査は、適正に行われているか。

(注 1) 同一傷病で、同一月内に同一診療科目を 15 日以上受診している月が 3 か月以上続いている外来患者（歯科除く。）

(注 2) 上記のうち、嘱託医との協議等をもとに各監査対象機関が頻回受診と判断した者

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部 アジア文化交流 センター	支 出	1	前渡資金の支払いにおいて、随時指定の資金前渡職員の預金口座による支払いとしていた。
保健医療介護部 筑紫保健福祉 環境事務所	支 出	1	通勤手当の認定誤りにより、支給過となっていた。
保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所	支 出	1	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。
計			3 件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部	その他	1	所属の金庫の中に、出納員が財務規則で保管することと定められていない現金が、保管されていた。
保健医療介護部	収 入	2	生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。
	支 出	1	生活保護費の支給において、児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。
		1	生活保護の医療扶助において、頻回受診者指導台帳が整備されていないものがあつた。
契 約	3	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に關する協議がなされていないものがあつた。	

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	契 約	3	借上契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。
福祉労働部	収 入	1	児童福祉施設措置受託金の調定において、学校給食費の単価を誤ったため、徴収不足となっていた。
		1	督促に関する事務において、財務規則に沿った事務処理がされていなかった。
	契 約	1	委託契約において、契約締結後に契約締結伺いを行う等の契約事務が行われていた。
		3	長期継続契約において、暴力団排除条項の変更に関する協議がなされていないものがあつた。
		6	委託契約において、暴力団排除条項の内容が、「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。
計		23件	

### (3) 意見事項

生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているが、依然として多額である監査対象機関があるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。

また、生活保護世帯の収入の把握については、努力されているところであるが、把握が不十分なものが見受けられた。収入の把握の遅延等は、生活保護費返還金の発生の要因となっており収入未済の増加に結びつきやすいことから、なお一層の把握に努められたい。

## 2 重点事項（財務に関する事務のうち、重点的に調査することとしたもの）

### (1) 調査対象

ア 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数 14,827 世帯のうち、705 世帯（抽出率 4.8%）を抽出し調査を行った。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、監査対象期間中の受診状況把握対象者 260 名のうち、113 名（抽出率 43.5%）を抽出し調査を行った。

ウ 新規申請時における実地調査については、監査対象期間中に生活保護を申請した 1,724 世帯のうち、154 世帯（抽出率 8.9%）を抽出し調査を行った。

### (2) 調査結果

ア 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、児童扶養手当の収入認定誤りによる支給過が 2 件（指摘事項及び注意事項）あつた。この他、扶助費の認定等に当たって確認が十分でないものが、一部見受けられた。

イ 頻回受診者に対する適正受診の指導状況については、頻回受診者指導台帳が整備されていないものが 1 件（注意事項）あつた。

ウ 新規申請時における実地調査は、適正に行われていた。

(3) 意見事項

生活保護費を適正に支給するため、収入認定及び各種扶助費の認定等は、所内のチェック体制をより一層強化し、世帯の状況の的確な把握に努める必要がある。

**監査公表第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等40か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員 小 串 正 伸  
同 伊 藤 龍 峰  
同 行 正 晴 實  
同 田 中 正 勝

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関 40 機関  
 (2) 監査対象期間：平成 24 年 1 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日  
 (3) 監査実施期間：平成 26 年 1 月 9 日～平成 26 年 2 月 13 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
北 九 州 市 警 察 部	平成 26 年 2 月 6 日～平成 26 年 2 月 7 日
警 察 学 校	平成 26 年 2 月 12 日
交 通 機 動 隊	平成 26 年 1 月 17 日
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	平成 26 年 1 月 17 日
第 一 機 動 隊	平成 26 年 2 月 12 日
第 二 機 動 隊	平成 26 年 1 月 17 日
中 央 警 察 署	平成 26 年 1 月 23 日～平成 26 年 1 月 24 日
博 多 警 察 署	平成 26 年 1 月 21 日～平成 26 年 1 月 22 日
東 警 察 署	平成 26 年 1 月 28 日～平成 26 年 1 月 29 日
南 警 察 署	平成 26 年 1 月 28 日～平成 26 年 1 月 29 日
早 良 警 察 署	平成 26 年 1 月 23 日～平成 26 年 1 月 24 日
西 警 察 署	平成 26 年 1 月 30 日～平成 26 年 1 月 31 日
粕 屋 警 察 署	平成 26 年 1 月 30 日～平成 26 年 1 月 31 日
筑 紫 野 警 察 署	平成 26 年 1 月 21 日～平成 26 年 1 月 22 日
糸 島 警 察 署	平成 26 年 2 月 12 日
宗 像 警 察 署	平成 26 年 1 月 28 日～平成 26 年 1 月 29 日
朝 倉 警 察 署	平成 26 年 2 月 12 日
博 多 臨 港 警 察 署	平成 26 年 1 月 30 日～平成 26 年 1 月 31 日
福 岡 空 港 警 察 署	平成 26 年 2 月 12 日
小 倉 北 警 察 署	平成 26 年 1 月 9 日～平成 26 年 1 月 10 日
小 倉 南 警 察 署	平成 26 年 1 月 15 日～平成 26 年 1 月 16 日
八 幡 東 警 察 署	平成 26 年 2 月 12 日

監査対象機関名	監査実施日
八幡西警察署	平成26年1月15日～平成26年1月16日
折尾警察署	平成26年1月9日～平成26年1月10日
若松警察署	平成26年1月15日～平成26年1月16日
戸畑警察署	平成26年2月12日
門司警察署	平成26年1月21日～平成26年1月22日
行橋警察署	平成26年1月9日～平成26年1月10日
豊前警察署	平成26年1月23日～平成26年1月24日
飯塚警察署	平成26年2月12日～平成26年2月13日
嘉麻警察署	平成26年2月12日
直方警察署	平成26年2月12日
田川警察署	平成26年2月12日～平成26年2月13日
久留米警察署	平成26年2月4日～平成26年2月5日
小郡警察署	平成26年2月12日
うきは警察署	平成26年2月6日～平成26年2月7日
筑後警察署	平成26年2月12日
八女警察署	平成26年2月4日～平成26年2月5日
柳川警察署	平成26年2月6日～平成26年2月7日
大牟田警察署	平成26年2月4日～平成26年2月5日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

## (2) 支出

貸金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

## (3) 人件費

報酬、扶養手当・住居手当・通勤手当（変更分）の認定及び支給状況、退職手当及び時間外勤務手当の支給状況

## (4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

## (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理の状況

## (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

## 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

## 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	説 明
収入	建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。 (2件)
	道路使用許可手数料において、領収証紙と消印証紙日計表とが一致していないものがあった。 (2件)



**監査公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部及び商工部出先機関の職員研修所等26か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小	申	正	伸
同	伊	藤	龍	峰
同	行	正	晴	實
同	田	中	正	勝

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部及び商工部の出先機関 26 機関  
 (2) 監査対象期間：総務部 平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日  
 ：商工部 平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日  
 (3) 監査実施期間：平成 26 年 1 月 8 日～平成 26 年 2 月 13 日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	職員研修所	平成26年 1月31日
	公文書館	平成26年 2月12日
	東京事務所	平成26年 2月 6日 ～ 平成26年 2月 7日
	博多県税事務所	平成26年 1月21日 ～ 平成26年 1月24日
	東福岡県税事務所	平成26年 1月28日 ～ 平成26年 1月30日
	西福岡県税事務所	平成26年 1月28日 ～ 平成26年 1月30日
	筑紫県税事務所	平成26年 1月 8日 ～ 平成26年 1月10日
	北九州東県税事務所	平成26年 1月15日 ～ 平成26年 1月17日
	北九州西県税事務所	平成26年 1月22日 ～ 平成26年 1月24日
	田川県税事務所	平成26年 1月20日
	飯塚・直方県税事務所	平成26年 1月 8日 ～ 平成26年 1月10日
	久留米県税事務所	平成26年 1月15日 ～ 平成26年 1月17日
	大牟田県税事務所	平成26年 1月31日
	筑後県税事務所	平成26年 1月20日
	行橋県税事務所	平成26年 1月21日
	消防学校	平成26年 2月 7日
商工部	福岡中小企業振興事務所	平成26年 1月31日
	久留米中小企業振興事務所	平成26年 2月 6日
	北九州中小企業振興事務所	平成26年 1月31日
	飯塚中小企業振興事務所	平成26年 2月12日
	計量検定所	平成26年 2月13日
	大阪事務所	平成26年 1月31日
	工業技術センター	平成26年 2月 4日 ～ 平成26年 2月 5日
	工業技術センター生物食品研究所	平成26年 2月12日 ～ 平成26年 2月13日
	工業技術センターインテリア研究所	平成26年 2月 6日 ～ 平成26年 2月 7日
工業技術センター機械電子研究所	平成26年 2月 4日 ～ 平成26年 2月 5日	

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県税の徴収事務における滞納整理及び滞納処分の状況について、催告、財産調査、財産差押等が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

## 3 監査の範囲等

### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

#### ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、証紙収入の金額の確認及び消印の状況

#### イ 支出

旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

#### ウ 人件費

報酬、賃金、通勤手当の認定及び支給状況

#### エ 契約

契約の締結及び履行確認状況

#### オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

#### カ 物品

取得、管理及び処分の状況

#### キ 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

### (2) 重点事項の監査の範囲等

#### ア 監査対象機関

県税事務所 1 2 機関

#### イ 監査の内容

県税の徴収状況について

#### ウ 監査の視点

##### (ア) 滞納整理の状況

- ・滞納者の所在調査は適宜、遺漏なく行われているか。
- ・催告は適宜、遺漏なく行われているか。
- ・財産調査は適宜、遺漏なく行われているか。

##### (イ) 滞納処分の状況

- ・財産差押は適宜、遺漏なく行われているか。
- ・財産差押後の処理は適正に行われているか。
- ・差押解除は適正に行われているか。

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記の事項を除き調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 財務に関する事務

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

機 関 名	調査区分	説 明
工業技術センター 機械電子研究所	収 入	設備機器使用料において、単価を誤ったため 徴収過大となっていた。(13件)

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし

## 2 重点事項

### (1) 調査対象

平成 25 年 11 月末現在で 10 万円以上県税を滞納している者 3,083 人（滞納額 902,362 千円）について、滞納者数 362 人（抽出率 11.7%）、その滞納額 389,079 千円（抽出率 43.1%）を抽出して調査を行った。

### (2) 調査結果

監査の視点に基づいて調査した滞納整理及び滞納処分の状況については、適正に行われていた。

**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等132か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

## 第 1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関132機関  
 (2) 監査対象期間：平成24年10月 1日～平成25年 8月31日（11か月間）  
 (3) 監査実施期間：平成25年10月 4日～平成25年12月18日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 教 育 事 務 所	平成25年11月26日～平成25年11月29日
北 九 州 教 育 事 務 所	平成25年10月22日～平成25年10月24日
北 筑 後 教 育 事 務 所	平成25年10月30日～平成25年11月 1日
南 筑 後 教 育 事 務 所	平成25年10月30日～平成25年11月 1日
筑 豊 教 育 事 務 所	平成25年11月26日～平成25年11月27日
京 築 教 育 事 務 所	平成25年11月28日～平成25年11月29日
教 育 セ ン タ ー	平成25年11月 7日
体 育 研 究 所	平成25年10月 4日
美 術 館	平成25年10月11日
図 書 館	平成25年10月10日
社会教育総合センター	平成25年11月 7日
英 彦 山 青 年 の 家	平成25年10月 4日
少年自然の家「玄海の家」	平成25年10月 4日
九 州 歴 史 資 料 館	平成25年11月 7日
青 豊 高 等 学 校	平成25年11月 7日
築 上 西 高 等 学 校	平成25年11月15日
育 徳 館 高 等 学 校	平成25年11月 7日
苅 田 工 業 高 等 学 校	平成25年10月 9日
京 都 高 等 学 校	平成25年11月 7日
行 橋 高 等 学 校	平成25年11月 7日
門 司 学 園 高 等 学 校	平成25年11月 7日
門 司 大 翔 館 高 等 学 校	平成25年10月 8日
小 倉 南 高 等 学 校	平成25年11月18日
小 倉 商 業 高 等 学 校	平成25年11月 7日
小 倉 高 等 学 校	平成25年11月 7日
小 倉 工 業 高 等 学 校	平成25年10月29日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
小 倉 西 高 等 学 校	平成25年10月18日
北 九 州 高 等 学 校	平成25年11月 7日
小 倉 東 高 等 学 校	平成25年10月10日
戸 畑 高 等 学 校	平成25年10月16日
ひ び き 高 等 学 校	平成25年10月17日
戸 畑 工 業 高 等 学 校	平成25年11月 7日
若 松 高 等 学 校	平成25年11月 7日
若 松 商 業 高 等 学 校	平成25年11月20日
八 幡 高 等 学 校	平成25年11月 7日
八 幡 中 央 高 等 学 校	平成25年11月19日
八 幡 工 業 高 等 学 校	平成25年10月29日
八 幡 南 高 等 学 校	平成25年11月 7日
北 筑 高 等 学 校	平成25年11月 7日
東 筑 高 等 学 校	平成25年11月22日
折 尾 高 等 学 校	平成25年10月11日
中 間 高 等 学 校	平成25年10月 8日
遠 賀 高 等 学 校	平成25年11月 8日
宗 像 高 等 学 校	平成25年11月 7日
光 陵 高 等 学 校	平成25年11月12日
水 産 高 等 学 校	平成25年11月 7日
玄 界 高 等 学 校	平成25年11月 7日
新 宮 高 等 学 校	平成25年11月 7日
福 岡 魁 誠 高 等 学 校	平成25年10月 9日
須 恵 高 等 学 校	平成25年11月13日
宇 美 商 業 高 等 学 校	平成25年11月 7日
香 住 丘 高 等 学 校	平成25年11月 7日
香 椎 高 等 学 校	平成25年11月 7日
香 椎 工 業 高 等 学 校	平成25年11月 8日
博 多 青 松 高 等 学 校	平成25年11月13日
福 岡 高 等 学 校	平成25年11月 8日
筑 紫 丘 高 等 学 校	平成25年12月 4日
柏 陵 高 等 学 校	平成25年11月 8日
福 岡 中 央 高 等 学 校	平成25年10月16日
城 南 高 等 学 校	平成25年11月 8日
修 猷 館 高 等 学 校	平成25年11月 8日
福 岡 工 業 高 等 学 校	平成25年11月 8日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 日
福 岡 講 倫 館 高 等 学 校	平成25年10月18日
早 良 高 等 学 校	平成25年10月17日
玄 洋 高 等 学 校	平成25年11月12日
筑 前 高 等 学 校	平成25年12月 5日
春 日 高 等 学 校	平成25年11月 8日
太 宰 府 高 等 学 校	平成25年11月 8日
福 岡 農 業 高 等 学 校	平成25年11月 8日
筑 紫 中 央 高 等 学 校	平成25年12月 6日
武 蔵 台 高 等 学 校	平成25年11月14日
筑 紫 高 等 学 校	平成25年11月14日
糸 島 高 等 学 校	平成25年12月 3日
糸 島 農 業 高 等 学 校	平成25年11月14日
小 郡 高 等 学 校	平成25年12月11日
三 井 高 等 学 校	平成25年12月12日
久 留 米 筑 水 高 等 学 校	平成25年11月 8日
明 善 高 等 学 校	平成25年11月 8日
久 留 米 高 等 学 校	平成25年11月14日
三 潞 高 等 学 校	平成25年11月19日
大 川 樟 風 高 等 学 校	平成25年11月14日
伝 習 館 高 等 学 校	平成25年11月14日
山 門 高 等 学 校	平成25年10月23日
三 池 高 等 学 校	平成25年11月14日
三 池 工 業 高 等 学 校	平成25年10月24日
大 牟 田 北 高 等 学 校	平成25年11月14日
ありあけ新世高等学校	平成25年11月14日
八 女 高 等 学 校	平成25年10月22日
八 女 工 業 高 等 学 校	平成25年11月18日
福 島 高 等 学 校	平成25年11月14日
八 女 農 業 高 等 学 校	平成25年11月14日
浮 羽 工 業 高 等 学 校	平成25年11月14日
浮 羽 究 真 館 高 等 学 校	平成25年11月20日
朝 倉 高 等 学 校	平成25年11月22日
朝 倉 東 高 等 学 校	平成25年11月14日
朝 倉 光 陽 高 等 学 校	平成25年12月10日
田 川 高 等 学 校	平成25年11月14日
東 鷹 高 等 学 校	平成25年12月10日



監査対象機関名	監 査 実 施 日
田川科学技術高等学校	平成25年11月14日
西田川高等学校	平成25年11月14日
稲築志耕館高等学校	平成25年11月14日
嘉穂高等学校	平成25年12月5日
嘉穂東高等学校	平成25年12月6日
嘉穂総合高等学校	平成25年11月14日
鞍手高等学校	平成25年12月3日
直方高等学校	平成25年12月4日
筑豊高等学校	平成25年11月14日
鞍手竜徳高等学校	平成25年11月14日
築城特別支援学校	平成25年12月17日
小倉聴覚特別支援学校	平成25年11月8日
北九州視覚特別支援学校	平成25年11月14日
特別支援学校「北九州高等学園」	平成25年12月18日
古賀特別支援学校	平成25年12月12日
福岡特別支援学校	平成25年11月14日
福岡聴覚特別支援学校	平成25年11月14日
福岡高等聴覚特別支援学校	平成25年11月8日
太宰府特別支援学校	平成25年11月14日
福岡視覚特別支援学校	平成25年11月15日
福岡高等視覚特別支援学校	平成25年11月15日
特別支援学校「福岡高等学園」	平成25年11月8日
小郡特別支援学校	平成25年11月15日
久留米聴覚特別支援学校	平成25年11月15日
田主丸特別支援学校	平成25年12月11日
柳河特別支援学校	平成25年12月17日
筑後特別支援学校	平成25年12月18日
川崎特別支援学校	平成25年11月15日
嘉穂特別支援学校	平成25年11月15日
直方聾学校	平成25年11月15日
直方養護学校	平成25年11月15日
育徳館中学校	平成25年11月7日
門司学園中学校	平成25年11月15日
輝翔館中等教育学校	平成25年11月15日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 3 監査の範囲

### (1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

### (2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

### (3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

### (4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

### (5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

### (6) 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を職員研修所等34か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員 小 申 正 伸  
同 伊 藤 龍 峰  
同 行 正 晴 實  
同 田 中 正 勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関 3 4 機関
- (2) 監査対象期間：平成 2 5 年 3 月 1 日又は平成 2 5 年 4 月 1 日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成 2 5 年 9 月 3 日～平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
総務部	職 員 研 修 所	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 10 日 まで	平成 25 年 10 月 10 日
	東 福 岡 県 税 事 務 所	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 9 日 まで	平成 25 年 10 月 9 日
	田 川 県 税 事 務 所	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 10 日 まで	平成 25 年 9 月 10 日
	筑 後 県 税 事 務 所	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 11 日 まで	平成 25 年 9 月 11 日
商工部	久留米中小企業振興事務所	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 1 日 まで	平成 25 年 10 月 1 日
	計 量 検 定 所	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 5 日 まで	平成 25 年 9 月 5 日
教育委員会	体 育 研 究 所	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 5 日 まで	平成 25 年 9 月 5 日
	九 州 歴 史 資 料 館	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 1 日 まで	平成 25 年 10 月 1 日
	苅 田 工 業 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 12 日 まで	平成 25 年 9 月 12 日
	小 倉 商 業 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 13 日 まで	平成 25 年 9 月 13 日
	小 倉 西 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 19 日 まで	平成 25 年 9 月 19 日
	八 幡 南 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 24 日 まで	平成 25 年 9 月 24 日
	福 岡 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 3 日 まで	平成 25 年 9 月 3 日
	福 岡 工 業 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 9 日 まで	平成 25 年 9 月 9 日
	早 良 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 25 日 まで	平成 25 年 9 月 25 日
	筑 紫 中 央 高 等 学 校	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 2 日 まで	平成 25 年 10 月 2 日
	糸 島 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 4 日 まで	平成 25 年 9 月 4 日
	東 鷹 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 30 日 まで	平成 25 年 9 月 30 日
	直 方 高 等 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 17 日 まで	平成 25 年 9 月 17 日
	久留米聴覚特別支援学校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 20 日 まで	平成 25 年 9 月 20 日
	筑 後 特 別 支 援 学 校	平成 25 年 3 月 1 日 から 平成 25 年 9 月 26 日 まで	平成 25 年 9 月 26 日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
警察本部	警 察 学 校	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 22 日 まで	平成 25 年 10 月 22 日
	交 通 機 動 隊	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 23 日 まで	平成 25 年 10 月 23 日
	第 二 機 動 隊	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 24 日 まで	平成 25 年 10 月 24 日
	中 央 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 25 日 まで	平成 25 年 10 月 25 日
	博 多 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 30 日 まで	平成 25 年 10 月 30 日
	糸 島 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 17 日 まで	平成 25 年 10 月 17 日
	朝 倉 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 18 日 まで	平成 25 年 10 月 18 日
	小 倉 北 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 16 日 まで	平成 25 年 10 月 16 日
	折 尾 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 3 日 まで	平成 25 年 10 月 3 日
	若 松 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 4 日 まで	平成 25 年 10 月 4 日
	豊 前 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 11 日 まで	平成 25 年 10 月 11 日
	う き は 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 8 日 まで	平成 25 年 10 月 8 日
	大 牟 田 警 察 署	平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 10 月 29 日 まで	平成 25 年 10 月 29 日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
教育委員会	契 約	1	タクシーの借上げに係る契約が締結されていなかった。
警察本部	支 出	4	県外出張において、指定された宿泊施設の室料を、実費ではなく定額で計算したため、支給過となっていた。

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を秘書室等59か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年4月8日

福岡県監査委員	小	申	正	伸
同	伊	藤	龍	峰
同	行	正	晴	實
同	田	中	正	勝

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び労働委員会事務局の 5 9 機関
- (2) 監査対象期間：平成 2 5 年 5 月 1 日、平成 2 5 年 6 月 1 日、平成 2 5 年 7 月 1 日又は平成 2 5 年 8 月 1 日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成 2 5 年 1 1 月 1 日～平成 2 6 年 2 月 5 日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
	秘 書 室	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 21 日 まで	平成 25 年 11 月 21 日
総務部	財 政 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 15 日 まで	平成 25 年 11 月 15 日
	シ ス テ ム 管 理 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 1 日 まで	平成 25 年 11 月 1 日
	防 災 危 機 管 理 局	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 19 日 まで	平成 25 年 11 月 19 日
企 画 振 興 部	広 域 地 域 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 19 日 まで	平成 25 年 11 月 19 日
新社会推進部	社 会 活 動 推 進 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 14 日 まで	平成 25 年 11 月 14 日
	県 民 文 化 ス ポ ー ツ 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 1 日 まで	平成 25 年 11 月 1 日
	生 活 安 全 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 15 日 まで	平成 25 年 11 月 15 日
保 健 医 療 部	高 齢 者 支 援 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 14 日 まで	平成 25 年 11 月 14 日
福祉労働部	福 祉 総 務 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 20 日 まで	平成 25 年 11 月 20 日
	子 育 て 支 援 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 21 日 まで	平成 25 年 11 月 21 日
	労 働 局 新 雇 用 開 発 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 20 日 まで	平成 25 年 11 月 20 日
環境部	環 境 保 全 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 12 日 まで	平成 25 年 11 月 12 日
	循 環 型 社 会 推 進 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 12 日 まで	平成 25 年 11 月 12 日
	廃 棄 物 対 策 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 13 日 まで	平成 25 年 11 月 13 日
	監 視 指 導 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 13 日 まで	平成 25 年 11 月 13 日
商工部	中 小 企 業 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 22 日 まで	平成 25 年 11 月 22 日
	新 産 業 ・ 技 術 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 22 日 まで	平成 25 年 11 月 22 日
	工 業 保 安 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 6 日 まで	平成 25 年 11 月 6 日



	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
農林水産部	農 林 水 産 政 策 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 26 日 まで	平成 25 年 11 月 26 日
	農 山 漁 村 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 6 日 まで	平成 25 年 11 月 6 日
	食 の 安 全 ・ 地 産 地 消 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 7 日 まで	平成 25 年 11 月 7 日
	園 芸 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 7 日 まで	平成 25 年 11 月 7 日
	水 産 局 水 産 振 興 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 26 日 まで	平成 25 年 11 月 26 日
	福 岡 農 林 事 務 所	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 28 日 まで	平成 26 年 1 月 28 日
	農 業 総 合 試 験 場 豊 前 分 場	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 21 日 まで	平成 26 年 1 月 21 日
	両 筑 家 畜 保 健 衛 生 所	平成 25 年 8 月 1 日 から 平成 26 年 2 月 4 日 まで	平成 26 年 2 月 4 日
	筑 後 川 水 系 農 地 開 発 事 務 所	平成 25 年 8 月 1 日 から 平成 26 年 2 月 4 日 まで	平成 26 年 2 月 4 日
	水 産 海 洋 技 術 セ ン タ ー	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 30 日 まで	平成 26 年 1 月 30 日
県土整備部	河 川 開 発 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 27 日 まで	平成 25 年 11 月 27 日
	港 湾 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 27 日 まで	平成 25 年 11 月 27 日
	高 速 道 路 対 策 室	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 28 日 まで	平成 25 年 11 月 28 日
	水 資 源 対 策 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 28 日 まで	平成 25 年 11 月 28 日
	北 九 州 県 土 整 備 事 務 所	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 29 日 まで	平成 26 年 1 月 29 日
	田 川 県 土 整 備 事 務 所	平成 25 年 8 月 1 日 から 平成 26 年 2 月 5 日 まで	平成 26 年 2 月 5 日
建築都市部	五 ヶ 山 ダ ム 建 設 事 務 所	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 23 日 まで	平成 26 年 1 月 23 日
	下 水 道 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 8 日 まで	平成 25 年 11 月 8 日
	県 営 住 宅 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 8 日 まで	平成 25 年 11 月 8 日
企業局	営 繕 設 備 課	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 29 日 まで	平成 25 年 11 月 29 日
	会 計 管 理 局	平成 25 年 5 月 1 日 から 平成 25 年 11 月 29 日 まで	平成 25 年 11 月 29 日
教育委員会	管 理 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 11 日 まで	平成 25 年 12 月 11 日
	矢 部 川 発 電 事 務 所	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 24 日 まで	平成 26 年 1 月 24 日
	財 務 課	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 16 日 まで	平成 26 年 1 月 16 日
	高 校 教 育 課	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 16 日 まで	平成 26 年 1 月 16 日
	人 権 ・ 同 和 教 育 課	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 15 日 まで	平成 26 年 1 月 15 日
	体 育 ス ポ ー ツ 健 康 課	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 15 日 まで	平成 26 年 1 月 15 日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
人 事 委 員 会 事 務 局		平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 11 日 まで	平成 25 年 12 月 11 日
監 査 委 員 事 務 局		平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 12 日 まで	平成 25 年 12 月 12 日
警 察 本 部	会 計 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 17 日 まで	平成 25 年 12 月 17 日
	装 備 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 18 日 まで	平成 25 年 12 月 18 日
	警 務 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 18 日 まで	平成 25 年 12 月 18 日
	教 養 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 18 日 まで	平成 25 年 12 月 18 日
	地 域 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 19 日 まで	平成 25 年 12 月 19 日
	刑 事 総 務 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 19 日 まで	平成 25 年 12 月 19 日
	捜 査 第 二 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 19 日 まで	平成 25 年 12 月 19 日
	鑑 識 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 20 日 まで	平成 25 年 12 月 20 日
	公 安 第 一 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 20 日 まで	平成 25 年 12 月 20 日
	外 事 課	平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 20 日 まで	平成 25 年 12 月 20 日
労 働 委 員 会 事 務 局		平成 25 年 6 月 1 日 から 平成 25 年 12 月 12 日 まで	平成 25 年 12 月 12 日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	説 明
総務部	支 出	緊急用前渡資金において、やむを得ず口頭により事前承認を得ていた場合の資金の交付・精算が遅延していた。 (4件)

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成26年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成26年4月8日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
江 副 裕 紀	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
泰 松 雅 子		
紫 垣 亨 子		
江 頭 克 代		
永 吉 真 治		
松 井 貞 幸		
赤 荻 博 司		
小 谷 浩 司		
中 川 清		
武 内 貫 通		
池 主 恭 太	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
松 井 正 博		
伊 藤 忠		
堀 鳩 子		
安 藤 進		
梅 津 信 幸		
堀 武 志		
古 賀 哲 夫		
大 庭 宗 一		
吉 井 薫		

栗田口 賢 三	092-643-0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
加 藤 和 雄		
合 屋 善 克		
松 尾 義 隆		
井ノ上 健次郎	092-542-0110 南警察署（少年係）	南警察署の管轄区域
北 浦 庸 博		
坂 井 保 幸		
前 田 弘 文		
早 瀬 秀 樹	092-847-0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
山 部 兼 一		
戸 川 麻 里 子		
小 林 志 信		
倉 光 敏 夫		
松 永 義 勝		
嶋 田 満 宣		
吉 岡 直 通	092-805-6110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
木 下 博 士		
濱 地 義 和		
矢 野 鉄 也	092-939-0110 粕屋警察署（少年係）	粕屋警察署の管轄区域
立 花 孝 信		
平 野 清 信		
大久保 勝 則		
甲 木 俊 行		
内 村 眞 治		
安 川 辰 己	092-580-0110 春日警察署（少年係）	春日警察署の管轄区域
牟 田 正 光		
橋 本 巖		
山 本 優 治		
永 野 明		
伊 藤 絹 子		

桑野英則	092-929-0110 筑紫野警察署(少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
古澤勝		
田中光		
船越清		
山岡岩男	092-323-0110 糸島警察署(少年係)	糸島警察署の管轄区域
松田重治		
幸田吉史		
和田雄治	0940-36-0110 宗像警察署(少年係)	宗像警察署の管轄区域
大堂九仁雄		
平井周作	0946-22-0110 朝倉警察署(少年係)	朝倉警察署の管轄区域
廣渡利秀		
原田征四郎	093-583-0110 小倉北警察署(少年係)	小倉北警察署の管轄区域
音藤英博		
坂口勝海		
入門泰男		
黒本文雄		
多根功		
池田勇		
苺北憲佳		
中村保文		
野口義弘	093-923-0110 小倉南警察署(少年係)	小倉南警察署の管轄区域
奥野泰美智		
出口雅彦		
橋本正己		
梅澤泰久	093-662-0110 八幡東警察署(少年係)	八幡東警察署の管轄区域
草賀勲		
岩本展幸		
木原光康		
黒岩義之		
大貝幸史		

山中秀夫	093-645-0110 八幡西警察署(少年係)	八幡西警察署の管轄区域
水口鉄昭		
山本豊		
花田宗憲	093-691-0110 折尾警察署(少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川千年		
松井裕一		
向井昌弘		
原田憲一		
中山寅清	092-771-0110 若松警察署(少年係)	若松警察署の管轄区域
犬童則幸		
杉本光洋	093-861-0110 戸畑警察署(少年係)	戸畑警察署の管轄区域
松本剛重		
奥蘭孝		
石本直喜	093-321-0110 門司警察署(少年係)	門司警察署の管轄区域
吉田則雄		
猪山功		
森實幸治		
吉野益生		
林龍平	0930-24-5110 行橋警察署(少年係)	行橋警察署の管轄区域
首藤萬壽美	0979-82-0110 豊前警察署(少年係)	豊前警察署の管轄区域
西政和		
渡邊勝巳	0948-21-0110 飯塚警察署(少年係)	飯塚警察署の管轄区域
相良淳一		
江藤征生		
津山武咄		
大塚眞次		
澤見浩	0949-22-0110 直方警察署(少年係)	直方警察署の管轄区域
的野弘明		
久多見辰雄		

大澤俊朗	0947-42-0110 田川警察署(少年係)	田川警察署の管轄区域		
梶原孝文				
小野秀雄				
井上領平				
鹿毛真				
森光徹	0942-38-0110 久留米警察署(少年係)	久留米警察署の管轄区域		
荒巻栄一				
鶴田敏之				
村上豊美				
村田利光				
矢野彰				
梅野忠				
米倉達雄				
高浪藏			0942-73-0110 小郡警察署(少年係)	小郡警察署の管轄区域
柳忠徳				
高山崇登	0943-76-5110 うきは警察署(少年係)	うきは警察署の管轄区域		
牛島末彦	0942-52-0110 筑後警察署(少年係)	筑後警察署の管轄区域		
友清逸夫				
永島幸夫				
大内田義文				
大石五十二	0943-22-5110 八女警察署(少年係)	八女警察署の管轄区域		
山田良治	0944-74-0110 柳川警察署(少年係)	柳川警察署の管轄区域		
川口治彦				
本木芳夫				
櫻井國夫				
角悟				
谷口勇				

齊藤繁	0944-43-0110 大牟田警察署(少年係)	大牟田警察署の管轄区域
山本美智子		
中島一実		

**福岡県公安委員会告示第88号**

少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第1項の規定に基づき、次の者の少年指導委員としての活動区域を平成26年4月1日付けで変更し、次のとおり定めるので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月8日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域	
		変更前	変更後
平野健蔵	092-580-0110 春日警察署(少年係)	筑紫野警察署の管轄区域	春日警察署の管轄区域
中野正常			
有働道子			
結城満義			

**福岡県公安委員会告示第89号**

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年4月8日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年5月21日（水）から同年5月29日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

#### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年5月26日（月）から同年5月29日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

#### (1) 新規取得講習

42名

#### (2) 追加取得講習

6名

### 4 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

### 5 受講申込手続等

#### (1) 受付期間

平成26年4月21日（月）から同年4月23日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

#### (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

#### (3) 必要書類

##### ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。



- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生

- 活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・3・7	2794	告示	374	7	○			表中	糟屋郡新宮町美咲1丁目 <sup>○</sup> 253番 <sup>○</sup> 1先まで	糟屋郡新宮町美咲1丁目 <sup>●</sup> 5番 <sup>●</sup> 53先まで
		雑報		60		○	前から 1		東京都千代田区丸の内1- <sup>○</sup> 3- <sup>○</sup> 3	東京都千代田区 <sup>●</sup> 内幸町1- <sup>●</sup> 1- <sup>●</sup> 5
		雑報		61	○		前から 7		東京都千代田区丸の内1- <sup>○</sup> 3- <sup>○</sup> 3	東京都千代田区 <sup>●</sup> 内幸町1- <sup>●</sup> 1- <sup>●</sup> 5
		雑報		61		○	前から 12		東京都千代田区丸の内1- <sup>○</sup> 3- <sup>○</sup> 3	東京都千代田区 <sup>●</sup> 内幸町1- <sup>●</sup> 1- <sup>●</sup> 5
		雑報		62	○		前から 14		東京都千代田区丸の内1- <sup>○</sup> 3- <sup>○</sup> 3	東京都千代田区 <sup>●</sup> 内幸町1- <sup>●</sup> 1- <sup>●</sup> 5
		雑報		62		○	後から 8		東京都千代田区丸の内1- <sup>○</sup> 3- <sup>○</sup> 3	東京都千代田区 <sup>●</sup> 内幸町1- <sup>●</sup> 1- <sup>●</sup> 5

26・3・28

3582

雑報		63	○		後から 6	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		63		○	後から 4	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		64		○	前から 3	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		65	○		前から 5	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		65		○	前から 11	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		66	○		後から 9	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		66		○	後から 9	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		67	○		後から 9	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		67		○	後から 3	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5
雑報		68		○	前から 4	東京都千代田区丸の内1-3-3	東京都千代田区内幸町1-1-5

		雑報		69	○		前から 6		東京都千代田区丸の内1-3-3		東京都千代田区内幸町1-1-5
--	--	----	--	----	---	--	----------	--	-----------------	--	-----------------